

# 障がい者によるボランティアに関する文献研究

富 樫 ひとみ

## 1 はじめに

私たちは就労や趣味のサークル等への参加、社会的組織への参加、地域での交流など様々な社会参加を行っている。ボランティア活動<sup>①</sup>への参加も社会参加の一つであるが、ボランティア活動が他の社会活動と異なる点は、ボランティア活動には「社会貢献」意識や「公共性」が強く求められるという点である。

一方で、ボランティア活動には、生活の充実感を感じたり自己成長を促進したりするなどの精神的な、また友人を獲得したりするなどの実質的な効果がある。特にボランティアが若者の場合は、自己成長などの教育的効果があり、活動先への就職に結びつけば実利的な効果もあることになる。これらの効果について、筆者は決して活動の反射的利益ではなく、互酬性という社会規範に基づいた正当な積極的利益であると考えている。このような積極的な利益があるからこそ、ボランティア活動への参加は、誰でもやる気のある者が行えるようにすることが望ましい。

しかし、実際にボランティア活動を行っているのは、障がい<sup>②</sup>を持たない人がほとんどである。障がい者の社会参加がわが国の障がい者福祉の理念の一つになって久しいが、ボランティア活動参加については、それがあまり促進されていない。

このような問題意識から、障がい者によるボランティア活動の促進に寄与するため、障がい者福祉施策の変遷を踏まえて文献及び実践報告、統計資料を分析してボランティア活動参加の実態及び参加動機、効果、必要とされる環境要因、活動参加を制限する要因等を考察する。加えて、障がい者によるボランティア活動の研究に関する課題を考察する。

## 2 方法

文献については、文献データベースCiNiiにより「障害者」及び「ボランティア」をキーワードとして、1980年～2015年の障がい者によるボランティア活動に関する文献をインターネット等で収集した。統計資料については、ボランティア調査結果の報告書をインターネットで収集した。

収集した文献について、統計資料等を用いながら分析を行い、参加者数及び参加動機、効果等、必要とされる環境条件、活動参加を制限する要因を考察した。

## 3 社会参加に関する障がい者福祉施策

わが国の障がい者福祉施策は、1981年「国際障がい者年」<sup>③</sup>を契機に障がい者の社会参加促進やノーマライゼーション理念の実現に向けて積極的に展開されるようになった。1987年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」<sup>④</sup>が、2006年に「高齢者、障害者等の移動等の

円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法という）<sup>⑤</sup>が制定されるなどして、障がい者の社会参加促進が進められてきた。

2006年は国際連合総会で「障がい者の権利に関する条約」が採択<sup>⑥</sup>された年でもあり、本条約にわが国は2007年に署名した。これに基づき、2009年に制度の改革や国内の障害者関連法の整備のための「障害者制度改革推進会議」が開催され、差別禁止法の制定に向けての検討が開始された。2011年には障害者基本法が改正され、第4条で「差別の禁止」が規定された。その後、諸外国の情勢や紛争解決の仕組みのあり方、差別禁止法のあり方など具体的な検討が重ねられ、2013年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法という）」が成立した。本法律は、2016年4月1日に施行された。

障害者差別解消法では、その目的を第1条で「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」と定めている。そして障害を理由とする差別を解消する措置として、障がい者に対する「不当な差別的取扱の禁止」<sup>⑦</sup>と「合理的配慮の提供」<sup>⑧</sup>を行政機関等や事業者に求めている。

この法律でいう障がい者とは、心身に障がいがあることによって日常生活や社会生活で相当な制限を受けている人を指す。障害者手帳所持の有無にかかわらず、また障がいの種別についても身体障がいや知的障がい、精神障がいに限定されない。

この法律の対象者は、行政機関等及び事業者である。事業者とは、行政機関等以外の商業その他の事業を行う者で、会社や店など、同じサービスを継続的に行う者である。この事業者にはボランティア団体も含まれる<sup>⑨</sup>。行政機関等及び事業者の双方に対して、「不当な差別的取扱の禁止」の義務が課されており、「合理的配慮の提供」については行政機関等では義務、事業者には努力義務が課せられている。

これら社会参加に関する障がい者福祉施策の経過を概観すると、「国際障がい者年」を契機にわが国の障がい者福祉施策が大きく変わった。ノーマライゼーション理念を反映したバリアフリー法によって公共交通機関や特定の建築物、道路、都市公園などにおいてバリアフリー化が促進されるなど、障がい者が外出するための環境整備が進められてきた。2016年4月から施行された障害者差別解消法では、バリアフリー法で対象としていた施設設置管理者への限定が取り払われ、事業を行う者すべてが対象となった。また、既存施設における「バリアフリー化基準適合」への努力義務という消極的な対応から「合理的配慮の提供」という積極的な対応が求められるようになった。建築物構造上のハード面のバリアフリー化だけでなく障がいのある利用者への人的対応などのソフト面のバリアフリー化についても法整備がなされたのである。

障がい者の社会参加促進への積極的な制度整備により、近年の地方自治体における障害者計画では、障がい者によるボランティア活動の促進等を盛り込むところが見られるようになった<sup>⑩</sup>。

#### 4 障がい者のボランティア参加状況

障がい者によるボランティア活動に関する実態・意識調査に厚生労働省調査『平成23年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）』（2013）がある。在

宅障がい児・者等<sup>①</sup>を対象にした調査で、全国的な調査である。調査日は2011年12月1日で、2005年実施の国勢調査で使用された調査区を用いた層化無作為抽出法によって選出された4,500調査区で行われた。調査は悉皆調査で調査員が訪問により調査票を手渡して行われた。回答は郵送による自計郵送方式である。調査対象者数は27,208件であるが、長期不在や調査拒否等のため調査票配付数は24,154件であった。有効回答者数は14,243件である。

本調査において、「日中の過ごし方」という質問項目で、65歳未満の障害者手帳所持者及び障害者手帳非所持者で自立支援給付を受けている者のボランティア等の社会活動をしている者は、4,202人中64人1.5%、65歳以上では6,199人中146人2.4%であった（複数回答、以下同様）。今までと違う日中の過ごし方をしたいと考えている者で、社会活動を希望する65歳未満の者は、1,034人中70人6.8%、65歳以上の者では685人中45人6.6%であった。

65歳未満の障害者手帳非所持者・自立支援給付非受給者で社会活動をしている者は、893人中35人3.9%、65歳以上では2,949人中79人2.7%であった。今までと違う日中の過ごし方をしたいと考えている者で、社会活動を希望する65歳未満の者は、236人中4人1.7%、65歳以上の者では319人中0人0.0%であった。

この他、地方自治体においても、障害者基礎調査等で障がい者によるボランティア活動に関する調査が行われている<sup>②</sup>。

全国社会福祉協議会は、ボランティア組織及びボランティア個人を対象とした調査を2009年に行っている（『全国ボランティア活動実態調査報告書』：2010年）。調査対象のボランティア組織は、社会福祉協議会とつながりの深い福祉関係のボランティア組織及び「広がれボランティアの輪」連絡会議の構成団体等で767団体、7,970件である。ボランティア個人に対する調査票配付は、団体を通じての配付で、団体と同様767団体、7,970件である。調査対象のボランティア個人に対しては属性としての障がいの有無を尋ねる項目はなく、どのくらいの障がい者がボランティア活動に参加しているかは不明である。この調査ではボランティア組織へも調査を行っているが、組織の形態の1つに当事者団体がある。何の当事者団体かは不明であるが、患者や障がい者等社会的支援を必要とする団体であると推察されるので、占める割合をみると1.9%であった<sup>③</sup>。

## 5 障がい者によるボランティア活動に関する研究状況

障がい者によるボランティア活動に関する研究は非常に少ない。研究は主に質的研究でその他、実践報告がある。

井上・佐々木ら（2011）は、ボランティア活動の評価に関する質的研究で、在宅精神障がい者に対するフォーカスグループインタビュー調査を行っている。ボランティア活動の場所は新潟県A町で、ボランティアは精神障がい者自助グループの中のボランティア登録者である。ボランティア活動は、グループの集いの場で、グループメンバーが「なにもしないよりなにかしたほうがよい」と町保健師に伝えたことから始まった。調査目的はボランティア活動参加の効果と参加のための環境条件を明らかにすることである。調査の対象者は、2009年に実施されたボランティア活動参加者6名である。ボランティアの活動の内容は、知的障がい者グループに対する地域支援事業としての昼食調理及び交流ボランティ

アである。ボランティア活動参加の効果として、「地域生活の継続のための能力を獲得する」「日中の活動の場が広がる」「地域における一生活者であることを実感できる」「充実感や満足感が得られる」があり、活動するための環境条件として「セルフヘルプグループの存在」「役割期待が地域にあること」「居心地のよい場所であること」「参加意欲を引き出す専門職の関わり」が求められていると報告している。

実践報告では、小嶋（2005）が福岡県の福岡市身体障害者福祉協会におけるボランティア活動を紹介している。小・中学校での福祉教育の手伝いである。社会から受けた恩恵に報いたいという理由から、福岡市内7区で有志によるグループを結成し、小・中学校からの要請を受けて無償で福祉体験学習を実施している。福祉体験学習の目的は、他者への思いやりの心を育むことなどであり、障がい者のプロとして、体験学習の実施とともに実験を含めた講話を行っている。ボランティア活動の効果として、障がい者自身が「社会の役に立っている、という誇りを持って生きられるようになった」と感じるようになったことを挙げている。

柳沢（2010）は、勤務先施設で実施した身体障がい者バンドによる地域の障がい者施設等でのライブ活動を紹介している。柳沢が主体となって、身体障害者デイサービス施設利用者である希望者3人と支援者、柳沢の合計5人による音楽バンドを結成し、主に地域の障がい者施設や高齢者施設で5回のライブを実施したことの報告である。ライブのうちの1つは地域住民にも開かれた施設主催の施設まつりで行われた。この音楽バンドのコンセプトは、観客が喜ぶ曲を観客と一体となって歌うことである。つまり、聴かせるライブではなく観客と一緒に歌うコンサートを行うことである。障がい者は3人とも重度の身体障がい者で車椅子を使用している。バンドでの担当は、障がい者3人がメインボーカルで、支援者がタンバリンとバックコーラス、柳沢が演奏（ギター、ピアノ）とバックコーラスである。

ボランティアの効果として、柳沢は、「本人の社会参加への意欲向上」や「家族からの協力が得られたこと」を挙げている。また、今後の課題として、バンドの実力向上などを挙げている。

横田（2000）はボランティア活動というよりも社会参加としての活動を紹介している。「社会貢献」を目的に、沖縄県の「コミュニティおきなわ」という障がい者を中心として構成されている団体での活動で、障がい者の講師を派遣している。派遣先は、要請のあった地域の社会福祉協議会や小・中・高等学校である。講演の内容は、福祉教育に関するもので、依頼先のプログラムに対応するだけでなく、当団体で企画したりもしている。活動の目的は地域の住みやすさを促進するという社会貢献である。加えて、住民誰もが住みやすくなることで、間接的に障がい者も住みやすくなる、ということも活動のねらいとしている。当活動には依頼先から講師料が支払われているので、ボランティア活動には該当しないかもしれないが、横田は、講師料収入が障がい者の生活の糧になったり自立意欲を高める活力剤になったりしていることを報告している。

## 6 ボランティア障がい者<sup>④</sup>と一般ボランティアとの比較

### (1) 障がい者によるボランティア活動の実態

厚生労働省調査（2013）によると、社会参加やボランティア活動参加に実際に参加している障がい者の割合は1～4％であり、今後ボランティア活動等参加を希望する者の割合は7％程度である。全国社会福祉協議会の2010年度調査では、ボランティア組織の1.9％が当事者団体だと報告している。これらの調査結果から、障がい者はボランティア活動の受領だけでなく提供も行っていることが明らかになった。

### (2) 障がい者の収入状況

厚生労働省調査（2013）によると、65歳未満の障害者手帳所持者及び障害者手帳非所持者で自立支援給付を受けている者の一ヶ月あたりの平均収入（択一回答）は、第1位が「6万以上9万未満」（年収にすると72万以上108万未満）で14.3％、第2位が「3万以上6万未満」（年収にすると36万以上72万未満）で11.2％であった。15万円未満（年収にすると、180万円未満）の者は47.5％であった。65歳以上の障害者手帳所持者及び障害者手帳非所持者で自立支援給付を受けている者では、最も多かったのが「3万以上6万未満」（年収にすると36万以上72万未満）で11.7％、次いで多かったのが「6万以上9万未満」（年収にすると72万以上108万未満）で11.1％であった。15万円未満（年収にすると、180万円未満）の者は37.9％であった。

障害者手帳非所持者で自立支援給付非受給の者では、最も多かったのが「6万以上9万未満」（年収にすると72万以上108万未満）で13.5％、次いで多かったのが「3万以上6万未満」（年収にすると36万以上72万未満）、10.9％であった。15万円未満（年収にすると、180万円未満）の者は48.8％であった。

障がい者の経済状況では、収入の低い者が多いといえる。

ちなみに、一般ボランティアの収入状況は、内閣府調査（2013）によると、世帯の収入で「300万円以上500万円未満」が最も多く28.5％、次いで「300万円未満」が多く25.7％であった。世帯単位の収入調査はあるものの、個人単位の収入調査は筆者の探した範囲では見当たらなかった。

### (3) 障がい者によるボランティア活動参加の動機

障がい者によるボランティア活動参加の動機を実証的に調査した研究は見つからなかった。質的調査や実践報告で挙げられている理由もしくはきっかけを見ると、井上・佐々木ら（2011）の報告では、障がい者がボランティア活動に参加するきっかけとして、「なにもしないよりなにかしたほうがよい」という自助グループ内での発言が紹介されている。ただし、これは彼らの研究で行われたフォーカスグループインタビューでの調査結果というわけではない。

小嶋（2005）は障がい者によるボランティアグループの結成の理由を、「社会から受けた恩恵に報いたい」としている。横田（2000）は、障がい者中心のコミュニティグループの結成の目的を「社会貢献」としている。



全国社会福祉協議会（2010）調査では、「自分自身の関心や趣味の活動から自然につながった」が一番多く39.3%、第2位が「社会やお世話になったことに対する恩返しをしたかった」38.0%、第3位が「地域や社会を改善していく活動にかかわりたかった」37.5%であった（複数回答）。

活動参加の動機では、「社会などへの恩返し」や「社会貢献」という項目で概ね一致しているが、障がい者の「なにもしないよりなにかしたほうがよい」という心情では、日常生活の時間の使い方に一般ボランティアと相違があるかもしれない。

#### （4）障がい者によるボランティア活動の効果

ボランティア活動の効果研究についても、調査や研究が非常に少ない。

精神障がい者によるボランティア活動の効果について、井上・佐々木ら（2011）によるとプラスの効果がある。井上・佐々木らが報告している効果である「地域生活の継続のための能力を獲得する」や「日中の活動の場が広がる」、「地域における一生活者であることを実感できる」、「充実感や満足感が得られる」は、全国社会福祉協議会（2010）調査におけるボランティア活動で得られたこと23項目中（複数回答）第3位48.0%「地域社会とのつながりをつくることができた」や第4位47.7%「人格形成や成長にプラスになっている」と重なっている。

効果でボランティア障がい者と一般ボランティアで差が認められるのは、小嶋（2005）の報告している「社会の役に立っている、という誇りを持って生きられるようになった」である。全国社会福祉協議会調査で類似する回答は、「自分により自信が持てるようになった」で第19位15.9%だった。また、柳沢（2010）が報告している「本人の社会参加への意欲向上」や「家族からの協力が得られたこと」は、全国社会福祉協議会調査で類似の選択肢はなかった。

その他、全国社会福祉協議会調査における第1位64.0%「多くの仲間ができた」や第2位53.5%「活動自体が楽しい」という効果は、今回取り上げた研究や実践報告では挙げられておらず、一般ボランティアとボランティア障がい者で大きく異なる効果かもしれない。

障がい者によるボランティア活動を成功させるための環境については、井上・佐々木ら（2011）は、「セルフヘルプグループの存在」「居心地のよい場所であること」「役割期待が地域にあること」「参加意欲を引き出す専門職の関わり」という条件を挙げている。全国社会福祉協議会調査における望んでいる社会的支援や環境整備（複数回答）では、12項目中第2位27.9%「活動者同士の交流機会」が「セルフヘルプグループの存在」と共通点があり、第7位19.8%「ボランティアセンター職員等の受入側の体制・能力の向上」が「居心地のよい場所であること」と共通点がある。「役割期待が地域にあること」と「参加意欲を引き出す専門職の関わり」については、全国社会福祉協議会調査の選択肢に類似のものはなかった。ちなみに、全国社会福祉協議会調査における第1位は「活動に必要な知識や技術を研修できる機会があること」50.8%、第3位は「活動や研修に必要な経費の援助」38.1%であった。横田（2000）は講師料が「生活の糧になり、活動の励みになっている」と言っているが、第3位の「活動や研修に必要な経費の援助」に通じるところがある。

### (5) 障がい者によるボランティア活動参加の阻害要因

ボランティア活動は「社会貢献」意識などに基づいて行われる社会的行為であり、社会参加の1つである。私たちは社会の一員であるので、ボランティア精神に基づいて活動がなされ、それが公共性をもつ限り、誰でもボランティア活動を行い得るはずである。それは、ボランティアが障がい者であっても同じである。

しかし、ボランティア活動は、暗黙のうちに参加者を二つの点で制限している。その一つは、活動者のほとんどは健常者だと想定されていることである。すなわち、障がい者はボランティア活動の参加者と認識されていないのである。このような認識は社会にも障がい者にもあるのだろうが、このような認識が障がい者のボランティア活動参加を遠ざけていると思われる。

もう一つの制限は、ボランティア個人の経済力による制限である。この制限は障がいの有無かかわらないが、障がい者の4～5割の者の収入が月収15万円未満と相対的に低いことを考えると、障がい者にとっても大きな制限となっている。経済力の高低がボランティア活動参加の可否に影響されるとすると、経済力の低い者の参加の権利を奪うことにつながる。経済的理由でボランティア活動参加が制限されないよう、少なくとも活動経費の補償を受けられるようにするべきだと考える。

## 7 障がい者によるボランティア活動を促進するための課題

### (1) 調査・研究等の蓄積

障がい者によるボランティア活動の促進は、地方自治体の障害者計画にも盛り込まれ出している。今後、障がい者の社会参加促進の観点からも障がい者によるボランティア活動は一層促進されていくだろう。しかし、ボランティア障がい者の属性や活動場所、活動形態、活動時間などの実態やボランティア活動による効果、活動条件、参加阻害要件などについての実証的・質的調査研究はほとんどなされていない。また、必要と思われる支援やコーディネーターに関する研究もほとんどない。

障がい者によるボランティア活動を促進するためには、これらの調査が不可欠である。さらにはボランティア障がい者のためのプログラム開発も必要であろう。

### (2) 社会における意識の変革

ボランティア活動の内容は「保健・医療・福祉の増進を図る活動」や「災害救援活動」など、高齢者や障がい者、児童などの社会的弱者を支援する活動が多い。また、活動方法をみても身体を使ったり体力が求められたりする活動が多い。しかし、病弱の高齢者や障がい者、児童であっても環境が整備されておればボランティア活動は行えるのであって、文献にみたように、実際にも彼らはボランティア活動を行っている。

障がい者を含め我われには、障がいの有無にかかわらずボランティア活動は誰でも行い得る、という意識変革が必要である。

## 8 おわりに

障がい者の社会参加促進対策が本格化して30年以上が経過し、2016年には障害者差別解

消法が施行された。これまでは公共交通機関や公共施設、大型の集客性の高い店舗等の設備上の環境を整備することに主眼が置かれていたが、本法律により個人商店なども障がい者に対する不当な差別的取扱が禁止され、負担が重すぎない範囲での合理的配慮が求められるようになった。障がい者が楽しみのために地域や社会に出やすい環境整備が法制度として実施されるようになったのである。そこには、ボランティア活動への参加も当然に含まれる。障がい者にボランティア活動参加のニーズがあるならば、地域や社会はそれに応えるべく物的・人的バリアの除去を含めた環境整備を行っていくべきである。障害者差別解消法の浸透がその環境整備を促進することを期待する。しかし、バリアは物的・人的バリアだけではない。ボランティア活動の理念である「無償性」に隠れた経済的バリアも存在する。「無償性」の精神はボランティア活動の根源的精神であろうが、それを強調しすぎると経済的余裕のある人しかボランティア活動を行えないことになる。継続的なボランティア活動ほどその傾向は強まる。志のある人にボランティア活動の参加の道が開かれるためには、物的・人的バリアと同様経済的バリアの除去にも目を向ける必要がある。

#### 注

- ① ボランティアという用語は多義語であり、活動者・参加者を意味したり活動そのもの、ボランティア精神を意味したりする。本論では、これらの混乱を避けるため活動者や参加者を指す場合は「ボランティア」、活動を指す場合は「ボランティア活動」と表記する。
- ② 本稿では「障がい」という表記を使用する。ただし法文など「障害」とされている場合や固有名詞で「障害」と表記されている場合は、それに従う。
- ③ 1976年に国際連合総会（第31回）で、1981年を「国際障がい者年」とすることが採択され、1979年総会で第（34回）で、国際障がい者年のテーマを「完全参加と平等」とすることが決定された。
- ④ 身体障害者雇用促進法（1960年制定）が改称され、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を含むすべての障がい者を本法律の対象とした。
- ⑤ 1994年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が制定され、2000年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定された。バリアフリー法は、この両者を統合した法律で2006年に制定された。これにより、建物及び交通等の利便性向上や身体的負担の軽減が一層促進されるようになった。
- ⑥ 2006年12月の国連総会本会議で採択された「障がい者の権利に関する条約」は、2008年5月に発効している。この条約は、障がい者への差別禁止や障がい者の尊厳と権利を保障することを義務づけた国際人権法に基づく人権条約であり、2013年8月現在で、すでに世界133か国が批准している（独立行政法人 福祉医療機構 WAM NET）。[http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/appContents/wamnet\\_skaisyou.html](http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/appContents/wamnet_skaisyou.html)
- ⑦ 内閣府作成のリーフレットでは正当な理由なく障がいを理由としたサービス提供の拒否など、差別的取り扱いの具体例として、一般的な受付の拒否や学校での受験入学拒否、不動産屋における不対応などを挙げている。
- ⑧ 内閣府作成のリーフレットでは、合理的配慮とは「障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応すること」等と説明している。
- ⑨ 内閣府作成のリーフレットでは、「『事業者』とは、会社やお店など、同じサービスを繰り返し継続する意志をもって行う人たち」で「ボランティア活動のグループなど」も含まれると説明されている。「合理的配慮の提供」の具体例として、意思を伝え合うためにカードなどを使用することや講演会などで障害特性に応じた席決めなどを挙げている。  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/sabekai/leaflet-p.pdf>
- ⑩ 例えば、福島市『新福島市障害者計画（平成26～平成35年）』（2014）がある。



<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/uploaded/attachment/29141.pdf>

- ⑪ 障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）保持者及びこれらの手帳は不所持であるが長引く病気やけが等により生活にしづらさがある者を対象としている。
- ⑫ 例えば、仙台市『平成22年度 仙台市障害者等保健福祉基礎調査』（2011）がある。  
<http://www.city.sendai.jp/kenkou/shougai/plan/h22report/2201.pdf>等
- ⑬ ボランティア組織の内訳は「ボランティア活動を主目的とした団体・グループ」70.6%及び「ボランティア活動をするための団体・グループに分かれた」2.1%、「活動の一環としてボランティア活動を行っている」24.4%、「無回答」2.9%である。当事者団体は「活動の一環としてボランティア活動を行っている」の親団体として、「活動の一環としてボランティア活動を行っている」団体全体の7.7%を占めている。
- ⑭ 本稿では、障がいを持つボランティアという意味で使用する。障がい者ボランティアという用語は障がい者に対するボランティア活動という意味で使われることが多いので、障がいを持つボランティアをボランティア障がい者とした。

## 文献

- ・井上智代・佐々木裕子・駒形三和子他「在宅精神障害者ボランティア活動の評価：参加することで得られる効果とその環境条件」日本保健福祉学会誌 17(2), 39-49, 2011年。
- ・大信田康統「地域福祉活動実践シリーズ—ボランティア実践レポート—障害者によるボランティアスクール事業の展開」月刊福祉 75(8), 78-81, 1992年。
- ・厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」厚生労働省援護局障害福祉部, 2013年（報告書）。  
[http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu\\_chousa\\_c\\_h23.pdf](http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu_chousa_c_h23.pdf)
- ・小嶋 勇介「佳作 ボランティア活動で社会参加を（第四十三回リハビリテーション懸賞作品入選者発表—課題 障害者の社会参加）」リハビリテーション (478), 28-31, 2005年。
- ・全国社会福祉協議会『全国ボランティア活動実態調査報告書』2010年（報告書）。  
[http://www.shakyo.or.jp/research/20140808\\_09volunteer.pdf](http://www.shakyo.or.jp/research/20140808_09volunteer.pdf)
- ・仙台市『平成22年度 仙台市障害者等保健福祉基礎調査』（報告書）。  
<http://www.city.sendai.jp/kenkou/shougai/plan/h22report/2201.pdf>
- ・独立行政法人福祉医療機構 WAM NET 『「障害者差別解消法」制定までの経緯と概要について』  
[http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/appContents/wamnet\\_skaisyou.html](http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/appContents/wamnet_skaisyou.html)
- ・内閣府『平成26年度特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査 報告書』2015年（報告書）。[https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h26\\_houjin\\_shimin\\_chousa\\_all.pdf](https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h26_houjin_shimin_chousa_all.pdf)
- ・内閣府『平成28年4月1日から障害者差別解消法がスタートします!』（リーフレット）  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/sabekai/leaflet-p.pdf>
- ・福島市『新福島市障害者計画（平成26～平成35年）』2014年。  
<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/uploaded/attachment/29141.pdf>
- ・柳沢君夫「身体障害者バンドによるボランティア活動—地域の障害者・高齢者施設でのライブをとおして」人間福祉学会誌 10(1), 77-81, 2010年。
- ・横田 清「障害者による社会貢献：福祉教育への参加実践」日本福祉教育・ボランティア学習学会年報5, 66-86, 2000年。

## Review of research on volunteer activities by persons with disabilities

TOGASHI, Hitomi

This study is to analyze the literature and practice report, statistical data, in order to contribute to the promotion of volunteer activities by persons with disabilities. The purpose of this study is to consider volunteer activities participation of the actual situation and effects, environmental factors, etc., also a factor limiting the activity participation, addition, problems in the volunteer activities study by people with disabilities.

It became clear that disabilities provide not only receives the volunteer. In addition, it has been suggested that there are many similarities between the general volunteers and volunteers with disabilities about motivation and effect, the environment of activity participation, but there is a difference that volunteer disabilities need for supporters of such professionals. Furthermore, it was considered that the accumulation of research is needed.